

枕詞論 I

近藤信義

本稿においては、まず、枕詞についての基礎的な考察を試みてみたい。

常陸国風土記の、風俗諺、風俗説に、歌謡における枕詞と類似したものが記録されてある。この点は先人^{注1}によって既に注目され、枕詞の發生論に新しい見解を示すよりどころとして扱われている。

常陸国風土記に見える風俗諺・説は次の如く八例がある。

ヒタチ 風俗の諺に、筑波岳に黒雲挂り、衣袖漬の国といふ。

ニヒハリ 風俗の諺に、白遠ふ新治の国といふ。

ツクバ 風俗の諺に、握飯筑波の国といふ。

ウバラキ 風俗の諺に、水泳る茨城の国といふ。

ナメカタ 風俗の諺に、立雨零り行方の国といふ。

カシマ 風俗の説に、霰零る香島の国といふ。

タカ 風俗の説に、薦枕多珂の国といふ。

シダ 風俗の諺にいへらく、葦原の鹿は、其の味爛れることしといへり。

この「諺」と「説」とが、どれ程の意味の違いを有しているのかは検討を今は省くが、ともかく内容は同質と考え得る。以上にあげ

たもの中「ヒタチ」の「筑波岳に黒雲挂り、衣袖漬の国」については、まず、そのヒタチに関する国名伝説がなお二つある。

往来の道路、江海の津濟を隔てず郡郷の境界、山河の峯谷に相統ければ直通^{ゆきま}の義をとりて名称と為せり。

と「直通——ヒタチ」、の国名の由来を説いている。これに続いて、第二の伝説として伝えている、

倭武の天皇、東の夷の国を巡狩はして、新治の泉を幸過ししに国造毘那良珠命を遣はして、新に井を堀らしむるに、流泉淨く澄み、尤好愛らしかりき。時に乘輿をとどめて、水を甌でみ手を洗ひたまひしに御衣の袖、泉に垂りて沾ぢぬ。便ち袖を漬す義によりて此の国の名と為せり。

においても他の国名、地名起源伝説の多くが、不自然なように、この場合も袖を「漬す」が「ヒタチ」となるのは不自然である。この第二の伝説は、「衣袖漬の国」の「衣袖」を説明する為に後からつけ加えられたものと考えられる。しかも、風俗諺は「筑波岳に黒雲挂り、衣袖漬の国」であって、結局この説明にはなっていない。このようなことはその他の場合にもすべてあてはまることである。次にニヒハリの場合には、

昔、美麻貴の天皇の馭宇しめし世、東の夷の荒ぶる賊を平討むとして新治の国造が祖、名は比奈良珠命といふものをつかはしき。此人罷り到りて、即、井を治りしによりて、郡の号に着けき。それより今にいたるまで、其の名を改めず。風俗の諺に、白遠ふ新治の国といふ。

或は、ツクバでは

筑波の県は古、紀の国と謂ひき。美万貴の天皇のみ世受女臣の友属、筑^{ツク}算^ハ命^ハいひしく「身が名をば国に着けて後の代に流伝へしめむと欲ふ」といひて、即ち本の号を改めて更に筑波と称ふといへり。風俗の諺に、握飯筑波の国といふ。

更に、タカでは、

斯我の高穴穂の宮に大八洲照臨しめしし天皇のみ世、建御狭日命を以ちて、多珂の国造に任しき。茲に人初めて至り、地体を歴験て、峯険しく岳崇しと為して、因りて多珂の国と名づけき。風俗の諺に薦枕多珂の国といふ。

とあり、以上の例を見ても、国名起源伝説に続く、風俗諺・説の記されかたは突飛である。これら伝説の中には、国名に冠したコトバが如何なる理由で国名に連なるかを語る本縁譚は一つもないのである。

クニブリノコトワザと呼ばれるものの特徴は、地名と、それに冠せられたコトバの部分があることである。これらの冠せられたコトバと地名が、一つづきのものとして意識されるべき何らかの理由はあったのであろう。その理由の部分は、現在の我々はおろか、既に、「衣袖漬の国」の例の如く、当時の理解に合せて、再説明を要した時点に於ても、も早、記憶のあなたに失われていたのであろう。上

下連続したこれらのコトワザが、いかなる発生の理由を有していたかは不明としても、いい伝え、語られている間に、人々の間に、自然に地名に冠したコトバにその土地に対する、ほめ詞としての役を負わせていったのであろう。したがって、これらクニブリノコトワザと呼ばれるものの、地名に冠せられた部分は、既に、讃詞としての性格を有していたのである。又そこに八いい伝えられた理由があると思われる。

クニブリノコトワザというのは、最も単純に考えれば、コトワザは、古くからのいい伝えられているコトバ、であり、クニブリとつくことによつて、地方の地名にまつわつていいいい伝えのコトバ、の意味である。

諺の他の例の場合、例えば同じ常陸国風土記に、例の筑波山の歌垣の説明の後に、

俗諺(クニヒトノコトワザ)に曰く、筑波峯の会に樽の財を得ざれば、児女とせずと、いへり。

の如く、これは地方の行事に關しての土地の人のいい伝えを意味している。この点から考えれば、風俗諺の最後に記した「葦原の鹿は、其の味、爛れることしといへり。」は正しくは、クニヒトノコトワザ、と呼ばれるべき範圍のものであるはずである、そしてこれは土地の狩獵に關してのいい伝えである。このように、諺はかなり教訓的な意味が含まれている。この諺の性格を見る為には、他の例を上げてみると、古事記、日本紀にいくつか記録されてある。

故於今諺曰、雉之頓使本是也(神代記)

故諺曰、不得地玉作也(垂仁記)

故諺曰、神之神庫隨樹梯之此其縁也(垂仁紀)

故俗人諺曰、佐饗阿摩者其是縁也（応神紀）
 故諺曰、堅石避三醉人二也（応神紀）
 故諺曰、有海人耶、因己物以泣、其是之縁也（仁徳紀）
 諺曰、鳴鹿鹿矣隨相夢也（仁徳紀）

以上の七例が記紀に表われた諺のすべてである。これらの諺には、それぞれ由来を示す本縁譚が語られている。それらを検討してみると、本縁譚は必ずしも諺と密着しているとは思われない。例えば「ところ得ぬ玉作り」の物語では、垂仁天皇の皇后の兄、狭穂彦王の謀反によって皇后自ら兄の城に走る。この皇后と御子をとり返す為に天皇は策を用いる。この天皇の氣持を察した皇后は「悉く其の髪を剃り髪をもって其の頭をおほひ、玉の緒を腐して三重に手に纏し、且酒を以て御衣を腐し、全き御服の如く」しておいて、御子と皇后は城の外に出る。天皇側の足速い力士等は、この為に遂に御子は得られたが、皇后を連れもどすことはできなかったことを報告する。天皇はこの結果として、玉作りを悪まして其の地を皆召し上げてしまわれた。そして諺が続くのである。この物語から、玉作りが最も悪まらなければならない理由はつかみにくい。しかし天皇と皇后の仲睦まじいところに起きた悲劇的事件は、この諺が結びつくには好都合のものであったのであろう。

も一例をあげる。仁徳紀の「鳴く鹿も夢相せのまにまに」を検討してみる。仁徳紀では、この諺に関連する物語は二段構えになっている。一つは、天皇、皇后が毎夜お聞きになっていた鹿の声が、ある夜聞えなくなった。次の日佐伯部が献った苞、苴に鹿が入っていた。天皇はきつとこれが夜毎に鳴いて自分を慰めてくれた鹿に違いないとお思いになって、佐伯部を大変憎まれて、宮廷への出入を禁

じられた、という物語に続いて、菟餓野に宿った旅人が明け方、鹿の夫婦が話しているのを聞いた。牡鹿が「夢に霜が降って吾が身を覆った、これは何の祥だろう」牝鹿は「人に射られて白塩を其の身に塗られるのが霜の如くなでしよう」と答えた。明けほの近くなつた時に、獵人によって牡鹿は射殺されてしまった。そして諺が続くのである。仁徳紀には、鹿鳴伝説と、諺の由来を物語る伝説を接合させて定着させようとする意図が働いていると思われる。本来は、これら二段構えになっている物語は別々のものである。

この諺の由来を物語る伝説は、撰津国風土記逸文にも見ることができる。風土記では、牡鹿と牝鹿の語らいが物語的に一段と脚色されてをり、若干筋立てが異つてはいるが、同系統の話である。夢野の地名伝説と、諺の本縁譚が同時に語られているわけであるが「クニヒトノコトワザにいへらく『刀我野に立てる真牡鹿も、夢相のまにまに』といへり」と結んでいる。仁徳紀の諺との違いは、紀では「鳴く鹿も」であるに対して風土記では「刀我野に立てる真牡鹿も」の部分と、紀が単に「諺」であるに対して風土記は「俗説」の部分である。要するにコトワザの部分として重要なのは「夢相せのまにまに」である。紀では風土記の地名起源伝説と諺とが結びつき、この鹿の連絡によって鹿鳴伝説と結びつけようとしたのであろう。（紀では、鹿鳴が菟餓野の方向からとしている。）仁徳紀、及び撰津国風土記の物語を検討することによって、ここでも、古くからいい伝えられていたコトワザが、地方においての場合には、クニヒトノコトワザとして書きとめられたということを知ることができよう。

以上とりあげた例から、コトワザといわれるものは、記憶される

べき何らかの理由によつて、本縁譚を引き起しているといえる。諺自身は、古代人の生活の知恵とも云うべく、教訓的であり、おかしみがある。

諺は古くからのいい伝えであり、それが地方の地名、国名にまつわるものである場合には、クニブリノコトワザとして、又、地方の生活、行事、猟に関する場合のものは、クニヒトノコトワザとして、風土記に記録されたと見ることが出来る。しかし地名に冠せられたものには、クニブリノコトワザと常陸国風土記のように断わらなくとも、古い印象をとどめ、形体、性格が同じと見なし得るものをいくつかあげることが出来る。例えば出雲の国号の場合、

八東水臣津野命詔りたまひしく「八雲立つ」と詔りたまひき。故八雲立つ出雲の国といふ。

或はクタミの場合、

天下造らしし大神の命、天の御飯田の御倉を造り給はむ処を覓き巡行り給ひき。その時「波夜佐雨久多美の山」と詔り給ひき。故忽美といふ。

この二つの例も、前者は、出雲の説明にならず、後者は、なぜハヤサメがつくのか分らないが、これらも古いいい伝えの表面化にすぎない。そして既に、詔りとしてとらえられた時点では、明らかに讚詞としての性質を有しているのである。こうした考察の範囲のものとして、ヤマトの場合、

卅有一年夏四月、乙酉の朔の日、皇興り幸して、因りて腋上の喙間の丘に登りたまひて、国状を廻らし望りてのりたまひしく「妍哉国し獲つ。内木綿の真疋き国なれども、蜻蛉の臂帖せるが如もあるか」とのりたまひき。これに由りて始めて秋津洲の号あり。

昔、伊弉諾の尊、この国を目けてのりたまひしく「日本は浦安の国、細し戈千足る国、磯上秀真国」とのりたまひ、また大己貴の大神、目けてのりたまひしく「玉壘の内つ国」とのりたまひき。饒速日の命の天の磐船に乗りて太虚を翔行り、この郷を睨りて降りたまふに及至りて、故因りて目けて「虚空見つ日本の国」と曰へり。

(神武紀)

とあり、ヤマトの讚詞に関するものが一束に示されてあるが、この中の本縁譚についても、或は讚詞に関しても、今までの考察と同様である。ただ「日本は浦安の国、細戈千足る国、磯上秀真国」と日本の国の讚美の為に異名を列举するスタイルが目新しい。この点の後で考察する。次に伊勢の国の場合、

天日別命、問ひけらく「汝の去らむ時は何を以てか驗と為さむ」といへば、啓しけらく「吾は今夜を以て、八風を起して海水を吹き、波浪に乗りて東に入らむ。此は則ち吾が却る由なり。」とまをしき。天日別命、兵を整へて窺ふに、中夜に及ぶ比、大風四もに起りて、波瀾をうちあげ、光耀きて日の如く、陸も海も共に朗らかに、遂に波に乗りて東にゆきき。古語に、神風の伊勢の国、常世の浪寄する国と云へるは、蓋しくは此れ、これを謂ふなり。

(逸文伊勢国風土記)

とあり、この「古語に云々」を読めば「神風の伊勢の国」が伊勢津彦の物語と断層があることは明瞭である。「古語」というのも、字義通り古くから語られていたことばのことであり、この場合も、今までの考察と同様、いい伝えのコトバの定着を伊勢津彦の物語に求めたか、或はその逆であるかも知れない。この「神風の伊勢の国」は、逸文伊賀国風土記に「伊勢の加佐波夜の国」と記されている如

く、この土地の最も顕微なものが、今でいう台風、暴風であったのであろう。この生活をおびやかす恐るべき大風を、神の仕様としておそれた。このようにいい伝えを人々は持っていたのではないか。こうした考え方を容易にさせる例として、逸文大和国風土記の、

昔、明日香の地に老狼ありて、おほく人を食ふ。土民畏れて大口の神といふ。その住ある処を名づけて、大口の真神原と云ふ。

が挙げられるのではないだろうか。いい伝えの起源を素朴に物語るものとして好例というべきものと思う。

以上、常陸国風土記以下、国名、地名に冠せられたものをひろい出したのであるが、これらのコトバは、すべて記憶されるべく、神の物語に、或は神の詔りに結びつけられて権威化を計る。それは、国、土地を讚美する意識が、これらのコトバに深く負わされていたからである。

しかしながら、これらのいい伝えられてきたコトバが、歌謡の枕詞として登場するには、単に地名の讚詞が存在していたというだけでは不十分であることは言うまでもない。この点の考察を進めてみたい。

土地に冠する讚詞が多く用いられているものに託宣があることは既に注目を浴びているところである。

時に天照らす大神倭姫の命に誨へてのりたまひしく「この神風の伊勢の国は、常世の浪の重浪帰する国なり。傍国の可憐国なり。

この国に居まま欲し」……

(垂仁紀)

時に神あり、皇后に託りて誨へまつらく、「天皇、何ぞは熊襲の服はざることを愛へ給へる。こは齊穴の空し国なり。あに兵を拳

りて伐つに足らめや。この国に愈りて宝の国あり。譬へば処女の眩なす津国あり。眼炎く金銀彩しき色、多にその国にあり。こを栲衾新羅の国と謂ふ。……」(仲哀紀)

「先の日に天皇に教へ奉りしは誰の神ぞ。願はくはその名を知らむ」と曰し給ふ。七日七夜に逮りて、答へて曰はく「神風の伊勢の国の、百伝ふ度逢原の、折く鈴五十鈴の宮に居せる神、名は撞賢木殿の御魂、天疎る向津媛の命」と宣りき。亦問ひ給はく「この神を除きてまた神ますや」と問ひければ、答へて曰はく「幡荻穂に出る吾は、尾田の吾田節の淡の郡に居せる神ませり」と宣りき。

(神功前紀)

息長帯日女命、新羅の国を平けむと欲して下りましし時、衆神に齋ぎまひき。その時肇めましし大神のみ子、爾保都比売命、国造石城比売命に著きて教へたまひしく「好く我がみ前を治めまつらば、我ここに善き験を出して、ひひら木の八尋杵、根底附かぬ国、越壳の眉引きの国、玉匣かがやく国、苦枕宝ある国、白衾新羅の国を丹浪以ちて平伏け賜ひなむ」……(逸文播磨国風土記)

以上とり出した託宣の文体は、かなり文飾の進んだものであると思われるが、大切な点は地名、神名の讚詞を列挙するスタイルである。列挙のスタイルは、神武紀のヤマトに関するものも同様である。神託に於て、このようなスタイルとがられる重要な要素として、祝詞或は寿詞を考へるべきと思う。(現在のノリト、ヨゴトはかなり時代の降った時の筆録であるが、しかし古形は保ち得てい

であろう。)

皇神の敷きます島の八十島は

谷蟻のさ渡る極み

塩沫の留まる限り

狭き国は広く

俊しき国は平らけく……

……(祈年祭・六月月次)

或はもつと古形のもと考えられている出雲国造神賀詞の

白玉の大御白髪まし

赤玉の御玉らびまし

青玉の水の江の玉の

行相に、明つ御神と

……

更に「室の寿詞」も好例であろう。こうした列挙の方法によって、のり上げることばの装荘重さ、重厚さを示す。そして感動の高まりによって、更により多くの、ほめ詞を列ねていくのである。このスタイルは、次々と讃詞を重ねていく神託の場合の例と共通の意識によるものと思う。こうした感情の高まりによって発せられるコトバには、ごく自然発生的にリズムはできるであろう。例えば神託のように、人間の特殊な興奮状態、つまり神がかりの状態に導くのに、琴を使用していることを神功皇后の神託の場合で、我々は知ることができる。降神の具としての琴の役割は色々考えられようが、楽器を用いての降神の儀式で神のコトバが、リズムに乗って表現されることは充分想像できる。この特殊な状態に導かれた、人々神、のコトバが、より深い感動を伴うことよって、例えばある土地に対しての希求の状態が高ければ高いほど、ほめ詞の重ね方は、より多くな

るのであり、こうした場を得たほめ詞が、やがて歌謡に入りこむ韻律の基礎を得たのである。

枕詞と後世名付けられたコトバの原形は、地名、国名、やや下つて神名の讃詞としての意識が長く続いていたものであった。これらが古代歌謡以前から古代歌謡の世界へ、さらに万葉、古今集と、より文学性が深まるに従って、讃詞の基の意味性が忘れられて、単なる修辞上の位置を占めた時に、初めて枕詞といえるのであろう。

(40・8・27)

注1 古代文学発生序説(折口信夫全集7)

枕詞の発生(高崎正秀著、文学以前)

枕詞の源流(土橋寛著、立命館文学9)

論中の「記」の書き下し文は岩波古典大系本。「紀」は朝日古典全書本。風土記は、岩波古典大系本によつた。